

建管第413-5号
平成30年7月30日

関係各団体の長様

埼玉県県土整備部建設管理課長
(公印省略)

「埼玉県標準委託契約約款」及び「埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款」に基づく様式の策定について

「埼玉県標準委託契約約款」第8条及び「埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款」第24条、第25条では、履行期間や委託金額（業務委託料）の変更を行う場合は発注者と受注者が協議して定めることとなっています。委託業務において同協議の適切な実施を図るため、下記のとおり様式を策定しましたので参考送付します。

記

1 内容

- (1) 「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」第5様式編 埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款に基づく様式第10号「変更契約について」を策定する。
- (2) 「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」第5様式編 埼玉県標準委託契約約款に基づく様式第11号「変更契約について」を策定する。

2 適用

平成30年8月1日以降、「埼玉県標準委託契約約款」第8条又は「埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款」第24条、第25条に基づく変更契約を行う委託業務に適用する。

3 留意事項

土木設計業務等の協議にあたっては、同条第2項に基づく「協議開始の日」については、事前に受注者の意見を聴いて定めてください。

4 その他

策定された様式は、建設管理課ホームページ（「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」第5様式編）にて閲覧できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/itakugyoumujitumuyouran2704.html>

担当 埼玉県県土整備部建設管理課
技術管理担当 高野、近藤、飯島
電話 048-830-5201
FAX 048-830-4868
e-mail a5190-02@pref.saitama.lg.jp